

坂東市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、  
監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和8年3月26日

坂東市監査委員 神戸 俊裕  
同 眞喜志 修

令和 7 年 度

定 期 監 査 結 果 報 告 書

坂 東 市 監 査 委 員

## 令和7年度定期監査結果総括

### 1 監査の対象・期日等

監 査 対 象		実施期日	監査執行者	
市長公室	秘書広報課	9月30日	神戸 俊裕	眞喜志 修
	政策調査課	7月17日	神戸 俊裕	眞喜志 修
総務部	管財課	8月7日	神戸 俊裕	眞喜志 修
	課税課	7月17日	神戸 俊裕	眞喜志 修
	交通防災課	8月7日	神戸 俊裕	眞喜志 修
企画部	企画課	10月9日	神戸 俊裕	眞喜志 修
	財政課	10月9日	神戸 俊裕	眞喜志 修
	特定事業推進課	2月12日	神戸 俊裕	眞喜志 修
市民生活部	さしま窓口センター	9月30日	神戸 俊裕	眞喜志 修
	生活環境課	10月30日	神戸 俊裕	
保健福祉部	社会福祉課	7月17日	神戸 俊裕	眞喜志 修
	こども課 (認定こども園含まず)	8月7日	神戸 俊裕	眞喜志 修
	介護福祉課	11月13日	神戸 俊裕	眞喜志 修
産業経済部	農業政策課	1月29日	神戸 俊裕	眞喜志 修
	商工観光課	2月12日	神戸 俊裕	眞喜志 修
都市建設部	道路管理課	11月13日	神戸 俊裕	眞喜志 修
	道路建設課	11月13日	神戸 俊裕	眞喜志 修
	都市整備課	2月26日	神戸 俊裕	
上下水道部	水道課	10月30日	神戸 俊裕	
	下水道課	11月27日	神戸 俊裕	眞喜志 修
教育委員会	学校教育課 (給食センター含む)	10月9日	神戸 俊裕	眞喜志 修
	生涯学習課 (岩井・猿島公民館含む)	12月25日	神戸 俊裕	眞喜志 修
	スポーツ振興課	2月12日	神戸 俊裕	眞喜志 修
	市民音楽ホール	7月17日	神戸 俊裕	眞喜志 修
部局外	会計課	8月7日	神戸 俊裕	眞喜志 修
	議会事務局	11月13日	神戸 俊裕	眞喜志 修
	農業委員会事務局	2月12日	神戸 俊裕	眞喜志 修
学校等	神大実小学校 岩井第二小学校 七郷小学校 長須小学校 沓掛小学校	6月2日から 7月31日まで	事務局で監査資料・諸帳簿 のみの監査を実施	

## 2 監査の場所

坂東市役所会議室

## 3 監査の方法

令和7年度監査等実施計画及び実施要領に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適正かつ効率的に行われているかについて監査を執行した。

自治体の監査に関しては、近年「内部統制」の整備・運用の重要性が叫ばれている状況にある。このため、本年度も財務監査以前の問題として、公文書の取扱いという観点を含めての監査とした。

執行に当たっては、事前に監査対象課等から定期監査資料、関係書類及び諸帳簿類の提出を求め、補助職員をもって予備調査を実施させた。

なお、時間外勤務状況及び休暇取得状況については、前年度分を監査対象とした。また、市職員による公金横領事件や収賄事件など、昨今の財務に関する様々な問題を鑑み、特に契約事務と補助金事務については、現年度分のみでなく、前年度分も含めて監査対象とした。

本監査においては、担当課長等の出席を求め、資料に基づき事務事業の執行状況及び予算執行状況についての説明を受け、これに対する質疑を行うことで監査の執行とした。監査の結果、指摘・意見等があるものについては通知し、改善・是正を求めた。

また、小学校の一部にあっては、補助職員に監査資料・諸帳簿等の監査を実施させた。

## 4 監査結果の概要

財務に関する事務の執行については、依然として帳票類の一部に事務処理上の軽微な誤りは散見されたが、概ね適正であると認められた。現金取扱の事務について、公金の会計課への納入遅延については、一定の改善が見られたものの、準公金については、依然通帳への入金が遅れが生じているものが見られた。市が行っている団体等の会計事務においても、市会計規則及び会計事務処理マニュアル等に準じた事務処理をお願いしたい。今

後も「坂東市公金外現金取扱基準」及び「坂東市現金取扱事務処理マニュアル」を確認し、複数人でのチェック体制のもと事務に当たられたい。

公文書の取扱いでは、申請書等の受理文書に受付印の押印がないものや、決裁処理がされていないものが依然として見られたが、指摘の件数は減少傾向にあると思われる。また起案文書において、決裁日等の記入漏れが散見された。引き続き、基本的な公文書の取扱いについて留意願いたい。

契約事務では、特に随意契約において、書類作成の不備や記載誤り、契約後の提出書類漏れ等が散見された。これらは市契約規則や他法令等、ルールの認識不足が主因と思われる。契約事務チェックリスト作成の徹底により改善されている面もあるが、前例踏襲により誤った解釈がされている契約も見受けられた。随意契約は競争入札を原則とする契約方式の例外であるとの趣旨を十分認識し、市契約規則及び随意契約ガイドライン等各種マニュアルに基づき適正な執行に努めるとともに、複数人でのチェック体制の確立をお願いする。引き続き、内部研修等による個々の基礎知識向上に努められたい。

補助金等交付事務では、市補助金交付要綱及び個別の補助金交付要綱に基づき書類が整備されており、概ね適正に処理されていると認めた。しかし一部の補助事業においては、要綱に準じていない支出や提出書類の記載誤り、添付書類の提出漏れが見られた。要綱に沿って補助対象者への趣旨説明や書類作成の指導を行う必要がある。補助金の原資は税金であることを十分認識し、より公平で透明性・正確性を確保した書類等を整備され、健全な補助事業に当たられたい。

時間外勤務と休暇取得状況については、全体的に改善が見られたが、同じ課の中でも、一部の職員の時間外勤務が多くなるなど、偏りが見られた。休暇の取得についても同様で、全体的に休暇の取得率は向上したが、部署によって状況にばらつきが見られた。また、休職となっている職員も多くみられ、各課において人員不足であるとの声が多く聞かれた。より複雑多様化し、併せて国などの施策により増える業務量の中で、管理職には、一部の特定の職員に過度な負担がかからないよう、所属部署内の業務配分には細心の注意を払い、効率的な業務遂行に心掛けられたい。坂東市人材育

成基本方針に基づき、意欲を持って働くことのできる職場環境づくりに、管理職を中心として組織全体で取り組みをされたい。

全体を通し、多くの課では前年度の指摘事項を共有し改善が図られている一方、前回と同様の指摘を受ける課も一部見られた。業務量の増加や職員不足などの負の要因も多いと思われるが、関係法令や各種マニュアル等の理解不足により、前例踏襲で事務処理が行われていることも要因の一つであると考えられる。複数人での相互チェック体制の構築や定期的な点検の実施など、管理職を中心に組織的な管理体制の強化を図られたい。

以上、監査結果を報告する。

我が国の経済は穏やかな回復を続けると見込まれる一方、米国の通商政策やイランと米国の軍事衝突による原油価格の上昇など先行きは不透明である。あわせて依然引き続く物価高騰は、市民生活はもちろん市政運営に係る経常経費にも大きな影響を与えている。また、我が市を含む多くの地方自治体が人口減少問題に直面しており、労働力不足や地域経済の縮小など、持続可能な発展に大きな障害となっている。

市においては、本年度「坂東将門の里」がオープンし、工業団地整備や企業誘致、坂東PAハイウェイ・オアシス事業、教育環境改善のための小中学校体育館の空調整備、学校給食の無償化等各種施策に取り組んでいる。

このような状況下で、少子高齢化に伴う社会保障費の増加や物価高騰による維持管理費の増加、人事院勧告に伴う人件費の増加など経常経費が増え続ける中、持続的な経済対策や老朽化した公共施設の計画的な更新、「ばんどう未来ビジョン」に基づく重点施策の推進など今後もさらに厳しい財政状況が続くと予想される。

引き続き徹底した事務事業の見直しと自主財源の確保など持続可能な財政基盤の構築を念頭に、適切な予算執行を心掛けるとともに、法令等の遵守を基本に、事務処理の正確性・効率性の確保を図られるよう要望するものである。